

(その1)

会計	繰越	検算	転記	○	○
①	①	②	③		○

収 支 報 告 書

令和2年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) につぼんいしんのかいさんぎんひれいぐだいごじゅうさんしふ
日本維新の会参議院比例区第53支部

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 兵庫県尼崎市東難波町5-7-17 中央ビル1F

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 室井 邦彦

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類 _____	公職の候補者の氏名 室井 邦彦
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	公職の種類 参議院議員(現職)

4 会計責任者の氏名 藤生 賢哉

事務担当者の氏名 藤生 賢哉

(電話) 03-6550-1122

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで

009990

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				3	5	9	3	0	4	6	1
(前年からの繰越額)					6	3	1	7	5	7	1
(本年の収入額)				2	9	6	1	2	8	9	0
支 出 総 額					8	8	7	1	2	4	0
翌年への繰越額				2	7	0	5	9	2	2	1

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額											0
員 数											0 ^人

(2) 寄 附												
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額								備 考			
(ア) 個人からの寄附				1	9	0	1	2	8	7	3	
(うち特定寄附)											0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附											0	
(ウ) 政治団体からの寄附											0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)				1	9	0	1	2	8	7	3	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)											0	
イ 政党匿名寄附											0	
合計 (ア + イ)				1	9	0	1	2	8	7	3	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額						備考		
項目	金額	十億	百万	千	円					
1 経常経費										
(1) 人件費				7	2	6	7	5	0	
(2) 光熱水費					2	6	4	6	2	
(3) 備品・消耗品費			1	3	0	3	3	4	3	
(4) 事務所費			2	2	0	6	1	0	5	
小計			4	2	6	2	6	6	0	
2 政治活動費										
(1) 組織活動費			1	0	4	1	9	0	9	
(2) 選挙関係費									0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			2	4	3	4	3	7	1	
ア 機関紙誌の発行事業費									0	
イ 宣伝事業費			2	4	3	4	3	7	1	
ウ 政治資金パーティー開催事業費									0	
エ その他の事業費									0	
(4) 調査研究費			1	0	3	2	3	0	0	
(5) 寄附・交付金				1	0	0	0	0	0	100,000円
(6) その他の経費									0	
小計			4	6	0	8	5	8	0	100,000円
合計			8	8	7	1	2	4	0	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分					
				1. 組織活動費 (旅費交通費)					
行番号	支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
		十億	百万	千	円				
1	乗車券代			14	090	R2/1/1	西日本旅客鉄道(株)	大阪府大阪市北区芝田2-4-24	
2	乗車券代			31	460	R2/2/10	(株) JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館地下4階	
3	宿泊代			13	020	R2/2/14	ダイワロイネットホテル名古屋駅前	愛知県名古屋市中村区名駅南1-23-20	
4	乗車券代			12	520	R2/3/3	(株) JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館地下4階	
5	宿泊代			16	300	R2/3/6	(株) 大川荘	福島県会津若松市大戸町大字芦ノ牧字下平984	
6	レンタカー代			17	600	R2/3/7	(株) 日産カーレンタルソリューション	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号	
7	ガソリン代			10	166	R2/4/3	旭油業(株) 天六SS	大阪府大阪市北区大庄西1-7-5	
8	乗車券代			10	500	R2/5/15	(株) JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館地下4階	
9	タクシー代			10	050	R2/7/6	神戸エムケイ(株)	兵庫県神戸市中央区港島8-11-2	
10	タクシー代			17	270	R2/9/9	(有) 中村タクシー	鹿児島県霧島市隼人町東郷1丁目266	
11	乗車券代			27	740	R2/9/19	東日本旅客鉄道(株)	東京都渋谷区代々木2-2-2	
12	乗車券代			28	620	R2/10/4	東日本旅客鉄道(株)	東京都渋谷区代々木2-2-2	
13	施設利用代			75	757	R2/11/13	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
	この頁の小計			285	093				
	その他の支出			756	816				
	合計		1	041	909				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 4. 宣伝事業費 (宣伝広報費)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	ホームページサーバー代			33	000	R2/1/15	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
2	ホームページサーバー代			33	000	R2/2/3	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
3	ホームページサーバー代			33	000	R2/3/2	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
4	ホームページサーバー代			33	000	R2/4/6	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
5	ホームページサーバー代			33	000	R2/5/7	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
6	ホームページサーバー代			33	000	R2/6/5	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
7	ホームページサーバー代			33	000	R2/7/10	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
8	ホームページサーバー代			33	000	R2/8/5	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
9	ホームページサーバー代			33	000	R2/8/28	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
10	ホームページサーバー代			33	000	R2/9/29	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
11	ホームページサーバー代			33	000	R2/10/26	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
12	ホームページサーバー代			33	000	R2/11/27	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
13	ホームページサーバー代			33	000	R2/12/8	(株) SBS プロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
	この頁の小計			429	000				
	その他の支出				0				
	合 計			429	000				

(その17)

① 資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年2月26日

政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第53支部

会計責任者の氏名 藤生 賢哉

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(収支報告書訂正履歴)

訂正年月日	様式	変更のあった項目名	変更前の値	変更後の値	変更区分	参照(行番号)
令和4年6月2日	その15 8.寄附・交付金(寄附金)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	兵庫県西宮市広田町1-2-7	兵庫県西宮市広田町1-2-7	変更	1行目
令和4年6月2日	その16	主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市広田町1-2-7	兵庫県西宮市広田町1-2-7	変更	1行目

政治資金監査報告書

令和3年2月26日

日本維新の会参議院比例区第53支部

代表 室井 邦彦 殿

登録政治資金監査人

東本武司



登録番号

第 3778 号

研修終了年月日

平成22年10月22日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会参議院比例区第53支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会参議院比例区第53支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会参議院比例区第53支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会参議院比例区第53支部と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以上